毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
10月31日
（金曜日）

目　次

○告示
特定鳥獣の捕獲等の禁止及び制限の解除（自然保護課）……一
鳥獣保護区の設定に関する告示の一部改正（四件）（自然保護課）……一
特別保護地区の指定に関する告示の一部改正（自然保護課）……四
休猟区の指定（自然保護課）……四
特定猟具使用禁止区域の指定（自然保護課）……六
特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示の一部改正（二件）（自然保護課）……六
銃猟禁止区域の設定に関する告示の一部改正（二件）（自然保護課）……七
○公告
鳥獣保護事業計画の変更の公表（自然保護課）……九
特定鳥獣保護管理計画の変更の公表（三件）（自然保護課）……九

告　示

山口県告示第五百十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により、次のとおり特定鳥獣の捕獲等の禁止及び制限を解除し、平成二十年十一月一日から施行する。

特定鳥獣の捕獲等の禁止及び制限の解除に関する告示（平成十九年山口県告示第百六十号）は、平成二十年十月三十一日限り、廃止する。

平成二十年十月三十一日

山口県知事　二　井　関　成

一　捕獲等の猟法の禁止を解除する特定鳥獣　ニホンジカ
二　捕獲等の禁止を解除する猟法　くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超え十五センチメートル以下のもので、締付け防止金具及びよりもどしが装着され、かつ、ワイヤーの直径が四ミリメートル以下であるものに限る。）の架設
三　捕獲等の猟法の禁止を解除する区域　美祢市の全域

一　捕獲等の猟法の禁止を解除する特定鳥獣　イノシシ
二　捕獲等の禁止を解除する猟法　くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超え十五センチメートル以下のもので、締付け防止金具及びよりもどしが装着され、かつ、ワイヤーの直径が四ミリメートル以下であるものに限る。）の架設
三　捕獲等の猟法の禁止を解除する区域　山口県の全域

一　捕獲等の数の制限を解除する特定鳥獣　ニホンジカ
二　捕獲等の数の制限を解除する区域　下関市、長門市及び美祢市の全域
三　捕獲等の数の制限を解除する期間　平成二十年十一月一日から平成二十二年三月十五日まで

山口県告示第五百十九号

鳥獣保護区の設定に関する告示（昭和四十三年山口県告示第八百六号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十月三十一日

山口県知事　二　井　関　成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ二第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

二　区域に関する部分中「新南陽市」を「周南市」に、「県道新南陽日原線」を「県道新南陽津和野線」に改める。

三　存続期間に関する部分中「平成二十年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改める。

三　存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の区分
　身近な鳥獣生息地
㈡　指定の目的
　当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

山口県告示第五百二十号

鳥獣保護区の設定に関する告示（昭和五十三年山口県告示第千五十号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十月三十一日

山口県知事　二　井　関　成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

桑山鳥獣保護区の三　存続期間に関する部分中「平成二十年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改める。

桑山鳥獣保護区の三　存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四　鳥獣保護区の保護に関する指針
㈠　鳥獣保護区の区分
　身近な鳥獣生息地
㈡　指定の目的
　当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

根笠鳥獣保護区の二　区域に関する部分中「玖珂郡美川町大字根笠の県道周東美川線と町道山之内線」を「岩国市美川町根笠の市道山ノ内線と市道宮根線」に改め、「起点とし、」の下に「同所から市道宮根線に沿つて南東に進み、県道周東美川線との三差路に至り、」を加え、「同郡周東町と美川町との境界線」を「同市周東町三瀬川と美川町根笠との大字界線」に、「同境界線」を「同大字界線」に、「北西」を「西」に、「徳山市と同郡錦町と美川町との境界点」を「岩国市と周南市との境界線」に、「美川町大字根笠と大字四馬神との境界線」を「同境界線に沿つて北に進み、岩国市錦町野谷と美川町根笠との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿つて東に進み、錦町野谷と美川町四馬神との境界点に至り、同所から美川町根笠と美川町四馬神との大字界線」に、「、同町道」を「、市道山ノ内線」に、「から同町道」を「から同市道」に改める。

根笠鳥獣保護区の三　存続期間に関する部分中「平成二十年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改める。

根笠鳥獣保護区の三　存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四　鳥獣保護区の保護に関する指針
㈠　鳥獣保護区の区分
　森林鳥獣生息地
㈡　指定の目的
　当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

千坊大峯鳥獣保護区の三　存続期間に関する部分中「平成二十年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改める。

千坊大峯鳥獣保護区の三　存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四　鳥獣保護区の保護に関する指針
㈠　鳥獣保護区の区分
　森林鳥獣生息地
㈡　指定の目的
　当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

宇生鳥獣保護区の二　区域に関する部分中「阿武郡田万川町」を「萩市」に、「同川右岸」を「田万川右岸」に、「町道市味一号線」を「市道市味一号線」に、「同町道」を「同市道」に改める。

宇生鳥獣保護区の三　存続期間に関する部分中「平成二十年十月三十一日」を「平成

三十年十月三十一日」に改める。

　宇生鳥獣保護区の三　存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の区分

　森林鳥獣生息地

㈡　指定の目的

　当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

山口県告示第五百二十一号

　鳥獣保護区の設定に関する告示（昭和六十三年山口県告示第八百七十一号）の一部を次のように改正する。

　　平成二十年十月三十一日

山口県知事　二　井　関　成

　「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

　二　区域に関する部分中「宇床並」を削り、「大葉山林道」を「町道才ノ上桑谷線に通ずる小径」に、「同林道に沿つて南西」を「同小径に沿つて南西」に、「同大字と同町大字宇生賀との境界線」を「同町大字宇生賀と大字奈古との大字界線に至り、同所から同大字界線」に、「同町と同郡福栄村」を「萩市と同町」に、「大規模林道波佐・阿武線」を「林道波佐阿武線」に、「県道高佐下阿武線」を「町道畠田柳尾線との三差路に至り、同所から同町道に沿つて北西に進み、県道高佐下阿武線」に、「から県道益田阿武線」を「から町道上郷河内線」に、「、同県道」を「、同町道」に、「同県道に沿つて東」を「同町道に沿つて東に進み、県道益田阿武線との三差路に至り、同所から同県道に沿つて北東」に、「一円の区域（面積九一〇ヘクタール）」を「区域（面積　九一〇ヘクタール）」に改める。

　三　存続期間に関する部分中「平成二十年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改める。

　三　存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の区分

　森林鳥獣生息地

㈡　指定の目的

　当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

山口県告示第五百二十二号

　鳥獣保護区の設定に関する告示（平成十年山口県告示第七百四十八号）の一部を次のように改正する。

　　平成二十年十月三十一日

山口県知事　二　井　関　成

　「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項」に、「設定する」を「指定する」に改める。

　二　区域に関する部分中「宇部市と厚狭郡楠町との境界線」を「宇部市大字船木と大字吉見との大字界線」に、「町道指月宗方線」を「市道指月宗方線」に、「同町道に」を「同市道に」に、「町道西山線」を「市道船木西山線」に、「町道栄町宗方線」を「市道栄町宗方線」に、「同町道及び町道第二福間線」を「市道栄町宗方線及び市道第二福間線」に、「町道沼田ヶ原長谷線及び町道長谷黒川線」を「市道沼田ヶ原長谷線及び市道長谷黒川線」に、「から町道沼田ヶ原長谷線」を「から市道沼田ヶ原長谷線」に、「旧吉部村と旧万倉村との境界線に至り、同所から同境界線」を「同市大字芦河内と大字西吉部との大字界線に至り、同所から同大字界線」に、「同市と同町との境界線に至り、同所から同市と同町との境界線に沿って南東に進み、県道小野木田線に至り、同所から同境界線に沿って南西」を「大字芦河内と大字西吉部と大字如意寺との境界点に至り、同所から大字芦河内と大字如意寺との大字界線に沿って南東に進み、大字芦河内と大字櫟原と大字如意寺との境界点に至り、同所から大字芦河内と大字櫟原との大字界線に沿って南西に進み、大字芦河内と大字櫟原と大字如意寺との境界点に至り、同所から大字芦河内と大字如意寺との大字界線に沿って北西」に、「同市と同町との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南に」を「大字芦河内と大字如意寺との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿って南に進み、大字芦河内と大字小野と大字如意寺との境界点に至り、同所から大字芦河内と大字小野との大字界線に沿って南に進み、大字芦

河内と大字木田との境界点に至り、同所から大字芦河内と大字木田との大字界線に沿って南西に」に、「同市と同町との境界線に至る」を「大字芦河内と大字木田との大字界線に至る」に、「同市と同町との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南西」を「大字芦河内と大字木田との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿って北西に進み、大字芦河内と大字木田と大字吉見との境界点に至り、同所から大字芦河内と大字吉見との大字界線に沿って西に進み、大字芦河内と大字矢矯と大字吉見との境界点に至り、同所から大字矢矯と大字吉見との大字界線に沿って南西に進み、大字西万倉と大字矢矯と大字吉見との境界点に至り、同所から大字西万倉と大字吉見との境界線に沿って南に進み、大字西万倉と大字東万倉と大字吉見との境界点に至り、同所から大字東万倉と大字吉見との大字界線に沿って南に進み、大字東万倉と大字船木と大字吉見との境界点に至り、同所から大字船木と大字吉見との大字界線に沿って南西」に改める。

三　存続期間に関する部分中「平成二十年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改める。

三　存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の区分

森林鳥獣生息地

(二)　指定の目的

当該区域は、広葉樹の天然林を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

山口県告示第五百二十三号

特別保護地区の指定に関する告示（昭和五十三年山口県告示第千五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十月三十一日

山口県知事　二　井　関　成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第三項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により」に改める。

根笠鳥獣保護区特別保護地区の二　区域に関する部分中「玖珂郡美川町大字根笠」を「岩国市美川町根笠」に、「（面積二ヘクタール）」を「（面積　二ヘクタール）」に改める。

根笠鳥獣保護区特別保護地区の三　存続期間に関する部分中「平成二十年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改める。

根笠鳥獣保護区特別保護地区の三　存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二)　指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、アオバト、トラツグミ、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

千坊大峯鳥獣保護区特別保護地区の二　区域に関する部分中「、一五七一の八」を「及び一五七一の八」に改め、「及び五一四〇の二」を削り、「並びに字鮎返」を「、字鮎返」に、「の光市有林」を「並びに字牛王ケ迫五一四〇の二」に、「（面積四二ヘクタール）」を「（面積　四二ヘクタール）」に改める。

千坊大峯鳥獣保護区特別保護地区の三　存続期間に関する部分中「平成二十年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改める。

千坊大峯鳥獣保護区特別保護地区の三　存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二)　指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、キビタキ、シロハラ、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

山口県告示第五百二十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成二十年十月三十一日

山口県知事　二　井　関　成

一　名称　久保休猟区
二　区域　下松市南花岡二丁目の一般国道二号と県道下松鹿野線との交差点を起点とし、同所から同県道に沿って北に進み、県道三瀬川下松線との三差路に至り、同所から県道三瀬川下松線に沿って東に進み、県道八代温見線との三差路に至り、同所から県道八代温見線に沿って南東に進み、下松市と周南市との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南に進み、同国道に至り、同所から同国道に沿って西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積　二、八〇〇ヘクタール）
三　存続期間　平成二十年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

一　名称　塩田休猟区
二　区域　光市大字束荷の県道下松田布施線と市道束荷新市一号線との三差路を起点とし、同所から同市道に沿って北に進み、市道束荷新市一号線と市道束荷新市二号線と市道新市～石原線との交差点に至り、同所から市道新市～石原線に沿って東に進み、農道石原一号との三差路に至り、同所から同農道に沿って北東に進み、市道石原五号線に至り、同所から同市道に沿って北東に進み、市道高尾鍋倉線との三差路に至り、同所から市道高尾鍋倉線に沿って東に進み、岩国市と光市との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南東に進み、県道塩田中山線に至り、同所から同県道に沿って南東に進み、県道光日積線との三差路に至り、同所から県道光日積線に沿って南に進み、市道入野～鹿之石線との三差路に至り、同所から同市道に沿って南西に進み、県道光日積線との三差路に至り、同所から同県道に沿って南西に進み、県道下松田布施線との三差路に至り、同所から県道下松田布施線に沿って北西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積　四四〇ヘクタール）
三　存続期間　平成二十年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

一　名称　円山休猟区
二　区域　周南市大字鹿野中の一般国道三一五号と市道西河内線との三差路を起点とし、同所から同市道に沿って西に進み、市道湯高線との三差路に至り、同所から市道湯高線に沿って西に進み、林道鹿野・豊田線に至り、同所から同林道に沿って北西に進み、山口市と周南市との境界線に至り、同所から同境界線に沿って北に進み、県道山口鹿野線に至り、同所から同県道に沿って北東に進み、同国道と同県道及び市道上片山線との交差点に至り、同所から同国道に沿って南東に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積　一、七〇〇ヘクタール）
三　存続期間　平成二十年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

一　名称　湯野休猟区
二　区域　周南市大字戸田の一般国道二号と県道山口徳山線との三差路を起点とし、同所から同国道に沿って南西に進み、防府市と周南市との境界線に至り、同所から同境界線に沿って北に進み、山口市と防府市と周南市との境界点に至り、同所から山口市と周南市との境界線に沿って東に進み、周南市大字馬神と大字湯野との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿って南東に進み、県道串戸田線に至り、同所から同県道に沿って南西に進み、県道山口徳山線と県道串戸田線と市道湯野原線との交差点に至り、同所から県道山口徳山線に沿って南に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積　二、七四〇ヘクタール）
三　存続期間　平成二十年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

一　名称　伊賀地休猟区
二　区域　山口市徳地堀の一般国道三七六号と一般国道四八九号及び市道沖田・船津線との交差点を起点とし、同所から一般国道三七六号に沿って南東に進み、山口市と周南市との境界線に至り、同所から同境界線に沿って西に進み、山口市と防府市と周南市との境界点に至り、同所から山口市と防府市との境界線に沿って西に進み、県道防府徳地線に至り、同所から同県道に沿って北東に進み、一般国道三七六号と同県道と市道二の宮・山根線との交差点に至り、同所から同国道に沿って北東に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積　一、五三四ヘクタール）
三　存続期間　平成二十年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

一　名称　大森休猟区
二　区域　阿武郡阿東町大字徳佐下の一般国道三一五号と町道蔵田赤根屋線との交差点を起点とし、同所から同町道に沿って南西に進み、町道的場線との三差路に至り、同所から町道的場線に沿って北西に進み、県道高佐下阿東線との三差路に至り、同所から同県道に沿って北西に進み、県道迫田篠目停車場線との三差路に至り、同所から県道迫田篠目停車場線に沿って北東に進み、同国道との三差路に至り、同所から同国道に沿って南東に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積　二、一六八ヘク

タール）

三　存続期間　平成二十年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

一　名称　美東南休猟区

二　区域　美祢市美東町綾木の一般国道四三五号と一般国道四九〇号と市道植竹目畑線との交差点を起点とし、同所から一般国道四三五号に沿って東に進み、県道佐々並町絵美東線との三差路に至り、同所から同県道に沿って東に進み、市道大坪線との三差路に至り、同所から同市道に沿って東に進み、山口市と美祢市との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南に進み、県道小郡三隅線に至り、同所から同県道に沿って北西に進み、一般国道四九〇号との三差路に至り、同所から同国道に沿って北に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積　一、五一三ヘクタール）

三　存続期間　平成二十年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

山口県告示第五百二十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成二十年十月三十一日

山口県知事　二　井　関　成

一　名称　原特定猟具使用禁止区域

二　区域　宇部市と山陽小野田市との境界線と一般国道一九〇号との交点を起点とし、同所から同国道に沿って東に進み、厚東川右岸に至り、同所から同川右岸に沿って南に進み、梅田川との合流点に至り、同所から梅田川右岸に沿って西に進み、馬渡川との合流点に至り、同所から馬渡川右岸に沿って西に進み、宇部市大字西沖の山と大字東須恵との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿って西に進み、宇部市と山陽小野田市との境界線に至り、同所から同境界線に沿って北に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積　四九三ヘクタール）

三　存続期間　平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四　禁止又は制限に係る特定猟具の種類　銃器

山口県告示第五百二十六号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（昭和四十七年山口県告示第七百五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十年十一月一日から施行する。

平成二十年十月三十一日

山口県知事　二　井　関　成

秋穂湾銃猟禁止区域の一　名称に関する部分及び二　区域に関する部分を次のように改める。

一　名称　秋穂湾特定猟具使用禁止区域

二　区域　山口市秋穂二島の市道長浜岩屋線の長浜橋南詰を起点とし、同所から同橋に沿つて北東に進み、同橋北詰に至り、同所から海岸線に沿つて南東に進み、同市秋穂東字花香の岬の南端に至り、同所から北西に位置する同市秋穂二島字揺木南平の岬の南端に向かつて海上を直線で結んだ線上を進み、同岬の南端に至り、同所から海岸線に沿つて南西に進み、同市秋穂二島字沖岩屋二の岩屋の鼻に至り、同所から西に位置する平瀬の東端に向かつて海上を直線で結んだ線上を進み、平瀬の東端に至り、同所から北に位置する同市秋穂二島字柴崎の岬の西端に向かつて海上を直線で結んだ線上を進み、同岬の西端に至り、同所から北東に位置する同市秋穂二島字豊崎の山口漁港海岸南端に向かつて海上を直線で結んだ線上を進み、山口漁港海岸南端に至り、同所から海岸線に沿つて東に進み、起点に至る線によつて囲まれた区域（面積　六一七ヘクタール）

秋穂湾銃猟禁止区域の三　存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四　禁止又は制限に係る特定猟具の種類　銃器

下関銃猟禁止区域の一　名称に関する部分を次のように改める。

一　名称　下関特定猟具使用禁止区域

下関銃猟禁止区域の二　区域に関する部分中「市道松屋・工領線」を「市道松屋工領線」に、「同国道に沿つて西」を「同国道に沿つて東」に、「神田川右岸」を「下関市と山陽小野田市との境界線に至り、同所から同境界線に沿つて南に進み、海岸線に至り、同所から海岸線に沿つて西に進み、市道松屋本町三一号線に至り、同所から同市道に沿つて北に進み、市道松屋工領線と市道松屋本町三〇号線及び市道松屋本町三一号線との交差点に至り、同所から市道松屋工領線に沿つて西に進み、市道王喜開作線との三差路に至り、同所から市道王喜開作線に沿つて北西に進み、市道白崎一四号線及び市道松屋本町一二号線との交差点に至り、同所から市道白崎一四号線に沿つて北西に進み、

市道白崎一一号線との三差路に至り、同所から市道白崎一一号線に沿つて南西に進み、市道白崎一〇号線との三差路に至り、同所から市道白崎一〇号線に沿つて南東に進み、同市道の終点に至り、同所から海岸線に通ずる道路に沿つて南東に進み、海岸線に至り、同所から海岸線に沿つて北西に進み、一般国道二号に至り、同所から同国道に沿つて西に進み、海岸線に至り、同所から海岸線に沿つて南西に進み、浜田川河口に至り、同所から同川左岸に沿つて北に進み、協和橋東詰に至り、同所から同橋に沿つて西に進み、同橋西詰に至り、同所から浜田川右岸に沿つて南に進み、海岸線に至り、同所から海岸線に沿つて南西に進み、神田川河口に至り、同所から同川左岸に沿つて北西に進み、一般国道二号の神田川橋北詰に至り、同所から同橋に沿つて南西に進み、同橋南詰」に、「同川右岸」を「神田川右岸」に、「一般国道一九一号と同市道」を「一般国道一九一号と市道安岡横野町二二号線」に、「市道小月・小島線」を「市道小月小島線」に、「一一、七五〇ヘクタール」を「一二、〇〇〇ヘクタール」に改める。

下関銃猟禁止区域の三　存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四　禁止又は制限に係る特定猟具の種類　銃器

山口県告示第五百二十七号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（昭和六十三年山口県告示第八百七十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十月三十一日

山口県知事　二　井　関　成

米川赤谷銃猟禁止区域の一　名称に関する部分を次のように改める。

一　名称　米川赤谷特定猟具使用禁止区域

米川赤谷銃猟禁止区域の二　区域に関する部分中「字帆柱」を削り、「徳山市と下松市」を「下松市と周南市」に、「一円の区域（面積二〇〇ヘクタール）」を「区域（面積　二〇〇ヘクタール）」に改める。

米川赤谷銃猟禁止区域の三　存続期間に関する部分中「昭和八十三年十一月十四日」を「平成三十年十一月十四日」に改める。

米川赤谷銃猟禁止区域の三　存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四　禁止又は制限に係る特定猟具の種類　銃器

山口県告示第五百二十八号

銃猟禁止区域の設定に関する告示（平成元年山口県告示第八百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十月三十一日

山口県知事　二　井　関　成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、銃猟禁止区域」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を「指定する」に改める。

一　名称に関する部分を次のように改める。

一　名称　厚狭南特定猟具使用禁止区域

二　区域に関する部分中「厚狭郡山陽町大字郡字沖五ノ一の県道迫田梶厚狭線」を「山陽小野田市大字郡の県道津布田郡線」に、「町道渡場沖開作線」を「市道渡場沖開作線」に、「同町道」を「同市道」に、「一円の区域（面積一四八ヘクタール）」を「区域（面積　一四八ヘクタール）」に改める。

三　存続期間に関する部分中「平成二十年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改める。

三　存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四　禁止又は制限に係る特定猟具の種類　銃器

山口県告示第五百二十九号

銃猟禁止区域の設定に関する告示（平成十年山口県告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十月三十一日

山口県知事　二　井　関　成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項」に、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を「指定する」に改める。

島田川・笹見川合流地域銃猟禁止区域の一　名称に関する部分を次のように改める。

一　名称　島田川・笹見川合流地域特定猟具使用禁止区域

　島田川・笹見川合流地域銃猟禁止区域の二　区域に関する部分中「玖珂郡玖珂町字久門給」を「岩国市玖珂町」に、「町道市成長通線及び町道本町大田瀬田線自歩専用道」を「市道市成長通線及び市道本町大田瀬田線自歩専用道」に、「町道瀬田工業団地一号線」を「県道上久原藤生停車場線」に、「同郡周東町大字上久原の町道上久宗線」を「市道上久宗線」に、「町道久田宗本線」を「市道久田宗本線」に、「町道駅通久田線」を「市道駅通り久田線」に、「同町道に沿って西」を「同市道に沿って西」に、「町道用田瀬田線」を「市道用田瀬田線」に、「町道泉町用田線との三差路に至り、同所から町道泉町用田線」を「市道駅通り久田線との交差点に至り、同所から市道駅通り久田線」に、「町道上市下市線との」を「市道上市下市線との」に、「町道上市下市線に沿って東」を「市道上市下市線に沿って東に進み、市道上市道仏線との三差路に至り、同所から市道上市道仏線に沿って北」に、「町道上市久田一号線」を「市道上市久田一号線」に、「同町道に沿って南」を「同市道に沿って南」に、「町道東川線」を「市道東川線」に、「町道流森線との三差路に至り、同所から町道流森線」を「市道千束午王ノ内線と市道上市久田一号線との三差路に至り、同所から市道千束線に通ずる道路」に、「町道千束線に通ずる小径に至り、同所から同小径に沿って北に進み、町道千束線に至り、同所から同町道に沿って北東に進み、町道南千束線との三差路に至り、同所から町道南千束線に沿って東に進み、町道上千束線との三差路に至り、同所から町道上千束線」を「市道千束線に至り、同所から同市道に沿って北東に進み、市道南千束線との三差路に至り、同所から市道南千束線に沿って東に進み、市道阿山有延線と市道南千束線及び市道阿山周東境界線との交差点に至り、同所から市道阿山有延線」に、「玖珂町道阿山有延線に至り、同所から町道阿山有延線に沿って南に進み、県道上久原藤生停車場線との三差路に至り、同所から同県道に沿って南西に進み、町道市成長通線との三差路に至り、同所から同町道」を「市道新町長通線との三差路に至り、同所から市道新町長通線に沿って南西に進み、市道市成長通線との三差路に至り、同所から市道市成長通線」に改める。

　島田川・笹見川合流地域銃猟禁止区域の三　存続期間に関する部分中「平成二十年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改める。

　島田川・笹見川合流地域銃猟禁止区域の三　存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四　禁止又は制限に係る特定猟具の種類　銃器

　周東町いこいの森銃猟禁止区域の一　名称に関する部分を次のように改める。

一　名称　周東町いこいの森特定猟具使用禁止区域

　周東町いこいの森銃猟禁止区域の二　区域に関する部分中「玖珂郡周東町大字用田の町道用田線と町道井尻千力線」を「岩国市周東町用田の市道用田線と市道井尻千力線」に、「から町道用田線」を「から市道用田線」に、「町道駅通久田線と町道用田火葬場線及び町道用田線」を「市道駅通り久田線と市道用田火葬場線及び市道用田線」に、「から町道駅通久田線」を「から市道駅通り久田線」に、「町道中山川線及び町道西久田線」を「市道中山川線及び市道西久田線」に、「から町道中山川線」を「から市道中山川線」に、「町道神幡午王ノ内線」を「市道神幡午王ノ内線」に、「二一五林班と二一六林班との」を「岩徳森林計画区の区域の境界線に至り、同所から同境界線に沿って南に進み、五二一五林班と五二一六林班との」に、「二一五林班と二一六林班と二一七林班」を「五二一五林班と五二一六林班と五二一七林班」に、「から二一六林班と二一七林班」を「から五二一六林班と五二一七林班」に、「二一七林班の一三の一小班と一三の二小班との小班界」を「同森林計画区の区域の境界線」に、「同小班界に沿って北西に進み、町道井尻千力線」を「同境界線に沿って北に進み、千力川右岸に至り、同所から同川右岸に沿って北に進み、市道井尻千力線」に、「同町道」を「同市道」に改める。

　周東町いこいの森銃猟禁止区域の三　存続期間に関する部分中「平成二十年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改める。

　周東町いこいの森銃猟禁止区域の三　存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四　禁止又は制限に係る特定猟具の種類　銃器

　田万川銃猟禁止区域の一　名称に関する部分を次のように改める。

一　名称　田万川特定猟具使用禁止区域

　田万川銃猟禁止区域の二　区域に関する部分中「阿武郡田万川町」を「萩市」に、「町道要線」を「市道要線」に、「町道上本郷湊線」を「市道上本郷湊線」に、「町道下郷線」を「市道下郷線」に、「同町道の」を「同市道の」に、「町道湊線」を「市道湊線」に、「同町道に沿って南に進み、田万川管理道との三差路に至り、同所から同管理道」を「同市道に沿って南に進み、同国道に通ずる小径に至り、同所から同小径」に改め、「と町道稗田線及び同管理道との交差点」を削り、「同町道に沿って南に進み、同管理道との三差路に至り、同所から同管理道」を「県道津和野田万川線に通ずる小径」に、「町道松崎線との三差路」を「同県道」に、「同町道に沿って南に進み、県道津和野田万川線と同町道及び町道八幡線」を「同県道に沿って南に進み、県道津和野田万川線と県道江崎停車場線と市道八幡線」に、「同県道」を「県道江崎停車場線」に、

「同町道に沿って北東」を「同市道に沿って北東」に改める。
田万川銃猟禁止区域の三　存続期間に関する部分中「平成二十年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改める。
田万川銃猟禁止区域の三　存続期間に関する部分の次に次のように加える。
四　禁止又は制限に係る特定猟具の種類　銃器

公告

（四二三）鳥獣保護事業計画の変更の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第一項の規定により、鳥獣保護事業計画を変更したので、次の要領により公表します。

平成二十年十月三十一日

山口県知事　二井関成

一　計画の変更の内容
㈠　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項の変更
㈡　特定猟具使用禁止区域に関する事項の変更
二　縦覧の場所
山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

（四二四）特定鳥獣保護管理計画の変更の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第一項の規定により、特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画を変更したので、次の要領により公表します。

平成二十年十月三十一日

山口県知事　二井関成

一　計画の変更の内容
特定鳥獣の数の調整に関する事項の変更
二　縦覧の場所
山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

（四二五）特定鳥獣保護管理計画の変更の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第一項の規定により、特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画を変更したので、次の要領により公表します。

平成二十年十月三十一日

山口県知事　二井関成

一　計画の変更の内容
特定鳥獣の数の調整に関する事項の変更
二　縦覧の場所
山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

（四二六）特定鳥獣保護管理計画の変更の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第一項の規定により、特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画を変更したので、次の要領により公表します。

平成二十年十月三十一日

山口県知事　二井関成

一　計画の変更の内容
特定鳥獣の数の調整に関する事項の変更
二　縦覧の場所
山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

平成二十年十月三十一日印刷
平成二十年十月三十一日発行

発行所　山口県庁
発行人　山口県知事

定価一箇月　金二千七百円（送料共）